

1. これまでの取り組み状況について

(1) 景観法(抜粋)

第1条(目的)

この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講じることにより、美しく風格ある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条(基本理念)【概要】

- ① 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産
- ② 良好な景観は、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動との調和が不可欠
- ③ 良好な景観は、地域の個性を伸ばすよう、多様な形成が図られるべき
- ④ 良好な景観形成は、住民、事業者、行政の協働により進めるべき
- ⑤ 良好な景観形成は保全だけでなく、創出を含む

(2) 岸和田市景観計画の目的(抜粋)

恵まれた自然・歴史・文化資産を活かし、岸和田市にふさわしい風格ある景観づくりに努めることで、更に岸和田らしい魅力あふれた快適なまちとして、これを次代の市民、事業者を引き継いでいくため、景観法に基づいた景観計画を策定します。

岸和田市景観形成基本方針(抜粋)

【基本的な考え方】

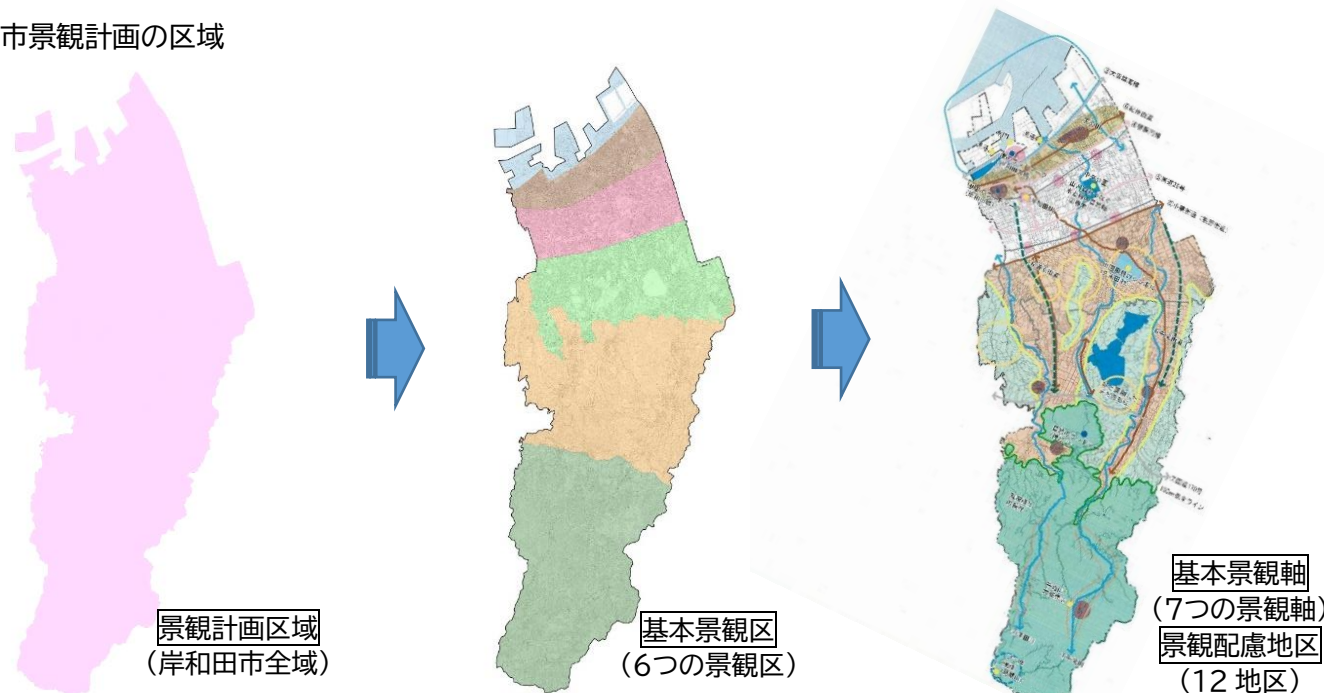
岸和田市において景観とは、視覚による景観のみならず、生活から生み出される文化・歴史の雰囲気なども含めた広義の景観を示し、景観形成基本方針の対象として捉えていく。

《基本姿勢》

景観資源を「まもる(保全・修景)」「はぐくむ(育成・支援)」「つくりだす(創生)」
 景観阻害要因を「とりのぞく(除去)」「あらためる(改善・誘導)」

⇒進め方 「まちはみんなの共同作品」・・・まもり、そだてよう、みんなのまち

(3) 岸和田市景観計画の区域



→ 景観重点地区および景観地区は未設定

(4) 景観計画区域内で特に重点的に景観形成を図る地区について

景観計画区域内で、景観形成の先導的役割を担う地区について、「景観重点地区」や都市計画法に規定される「景観地区」をそれぞれ指定することができます。

このうち、「景観重点地区」については、次の指定方針を規定しています。

- ① 歴史的まちなみ・文化的景観を保全・形成している又は保全・形成する必要がある地域
- ② 良好な住宅地としての景観を保全又は形成する必要がある地域
- ③ 魅力・賑わい・活力のあるまちなみ景観を保全又は形成する必要がある地域
- ④ 緑、水辺等により特色ある自然的景観を保全又は形成する必要がある地域
- ⑤ 道路、河川に沿って特徴ある景観を保全又は形成する必要がある地域
- ⑥ 前号に掲げるもののほか、景観まちづくりのために市長が必要と認める地域



岸和田らしい良好な景観を保全又は形成するために、
 地域固有の景観資源を市民と協働により抽出していく必要がある。

2. こころに残る景観資源発掘プロジェクトの実施目標について

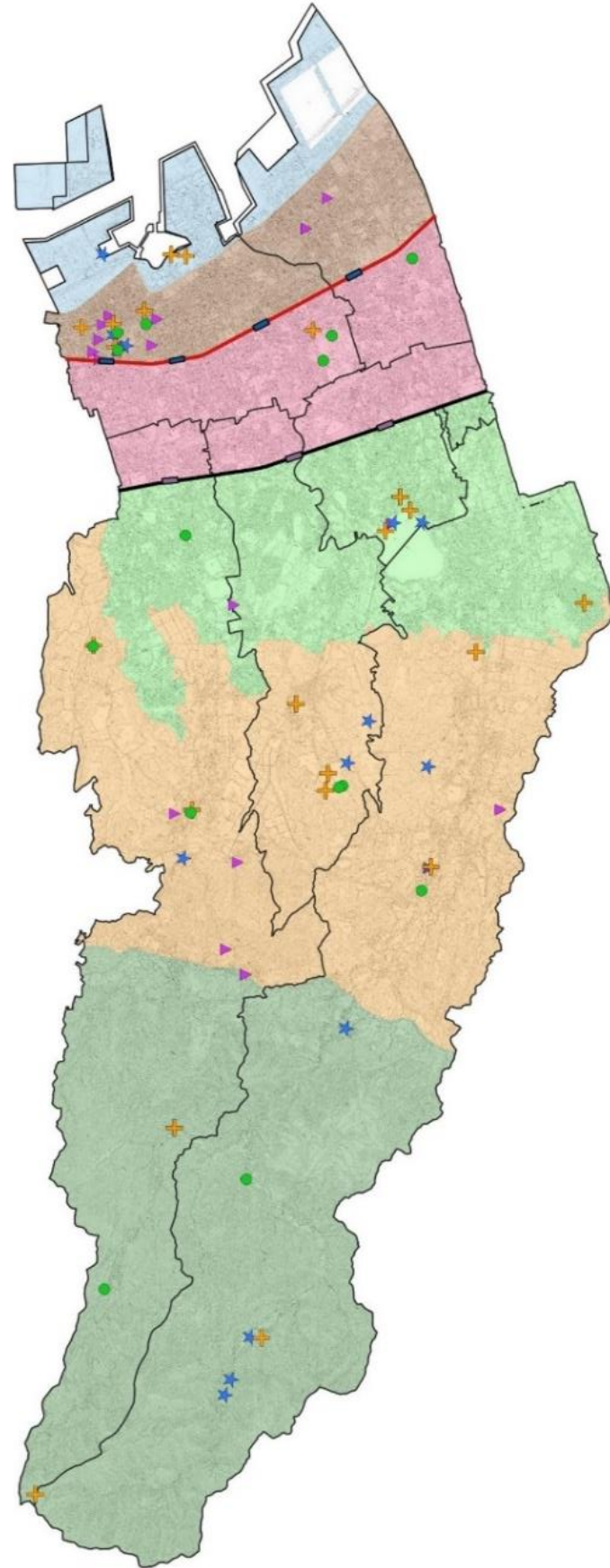
岸和田市景観計画に規定される岸和田らしい景観形成に向けて、こころに残る景観資源発掘プロジェクトの目標及び今後の募集テーマは次のとおり実施を予定しています。

こころに残る景観資源発掘プロジェクトの目標	
こころに残る景観資源 指定件数	総数100件 (S58 岸和田風物百選からの変遷に対応するため)
こころに残る景観資源 募集テーマ	①ひとの営み景観(次回募集テーマ) 市民アンケート等で回答数の多い岸和田らしい景観資源として抽出 ②眺望景観 景観計画における視点場となり得る景観資源として抽出 ③歴史・文化景観 市民アンケート等で回答数の多い岸和田らしい景観資源として抽出 ④岸和田らしい景観(総括) これまでに発掘できていない景観資源の抽出

(参考)これまでの取り組み状況について

市民との協働や、啓発、さらには景観に関する情報共有を目的に、岸和田市景観条例第40条の規定により、平成24年度からこころに残る景観資源発掘プロジェクトを実施し、これまで応募総数394件、まちかど審査に6,995人の市民の皆さんに参加を頂き、合計70件の景観資源を指定しています。

「こころに残る景観資源指定箇所 位置図」



凡 例	
●	樹木景観(15件)
+	みち景観(21件)
★	水辺景観(15件)
▲	まち景観(19件)